

立川基地跡地昭島地区に関する 都市計画原案説明会

◎ 平成23年10月

- :15日(土) 昭島市役所 市民ホール
- :18日(火) 富士見会館 第一集会室
- :19日(水) 市民交流センター 講習室
- :20日(木) 緑会館 第一集会室



- 1.地区の概要
- 2.都市計画原案作成までの経過
- 3.土地利用計画
- 4.都市計画原案の内容
- 5.今後のスケジュール

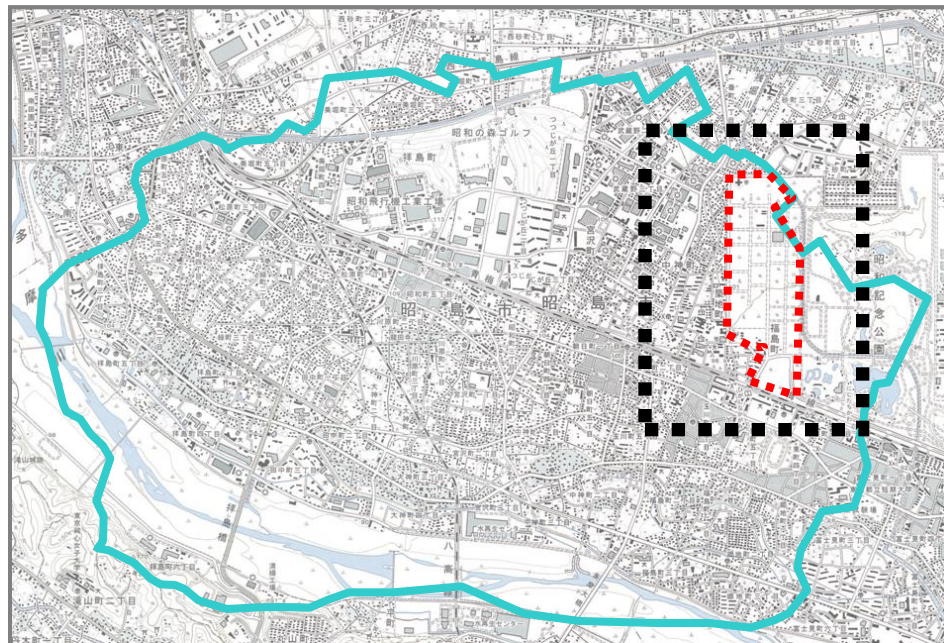
1.地区の概要



1.地区の概要

3/40

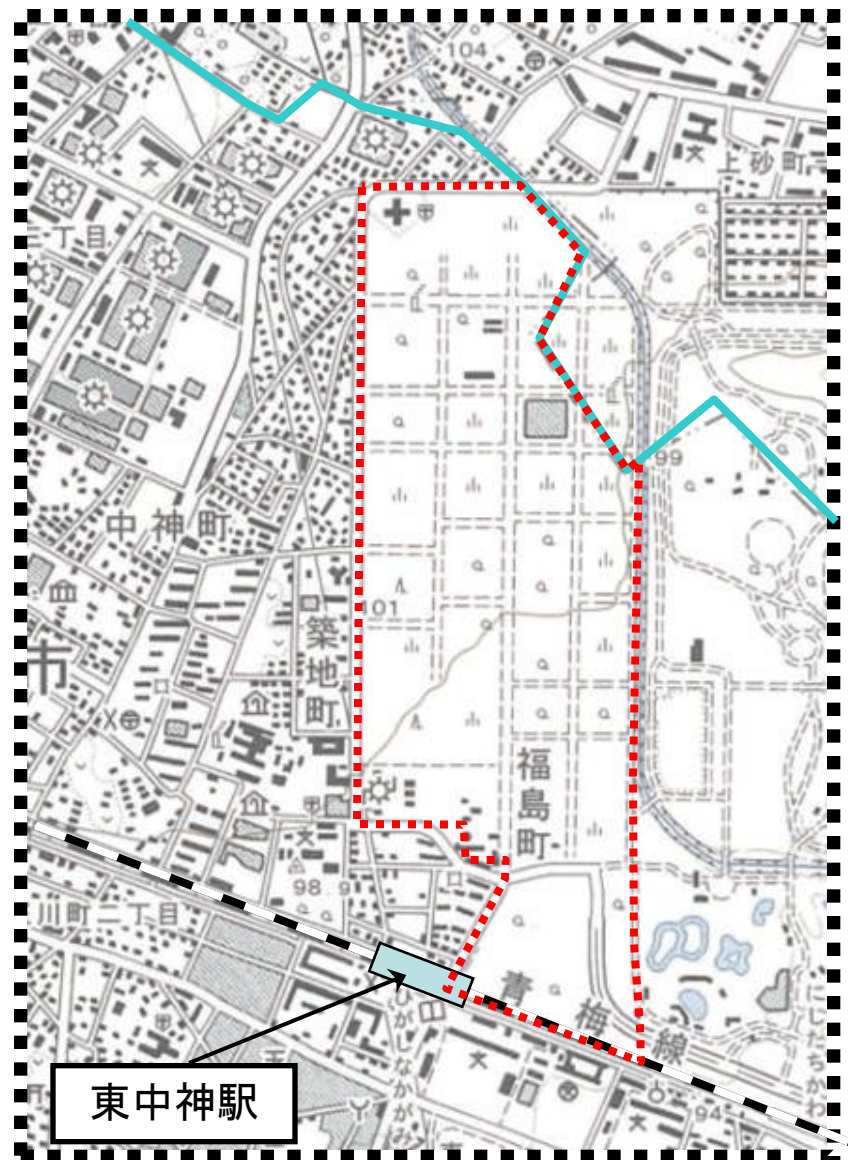
昭島市域



 : 行政界

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(拝島・立川)を使用したものである。

立川基地跡地昭島地区



1.地区の概要



2.都市計画原案作成までの経過



2.都市計画原案作成までの経過

6/40

平成20年6月	立川基地跡地昭島地区の昭島市域土地利用計画を策定し、財務省に提出(昭島市)
平成22年3月	立川基地跡地昭島地区の土地利用計画の一部変更について関係者間で合意
平成22年6月	「立川基地跡地昭島地区における土地区画整理事業の施行に関する基本協定」の締結(東京都、昭島市、立川市、財務省、法務省、独立行政法人都市再生機構)
平成23年6月	都市計画素案の説明会
本日 平成23年10月	都市計画原案の説明会・縦覧 縦覧期間:10月17日(月)~31日(月) 意見書提出:10月17日(月)~11月7日(月)

3. 土地利用計画



4.都市計画原案の内容

- ① 区域区分
- ② 用途地域等
- ③ 地区計画
- ④ 土地区画整理事業



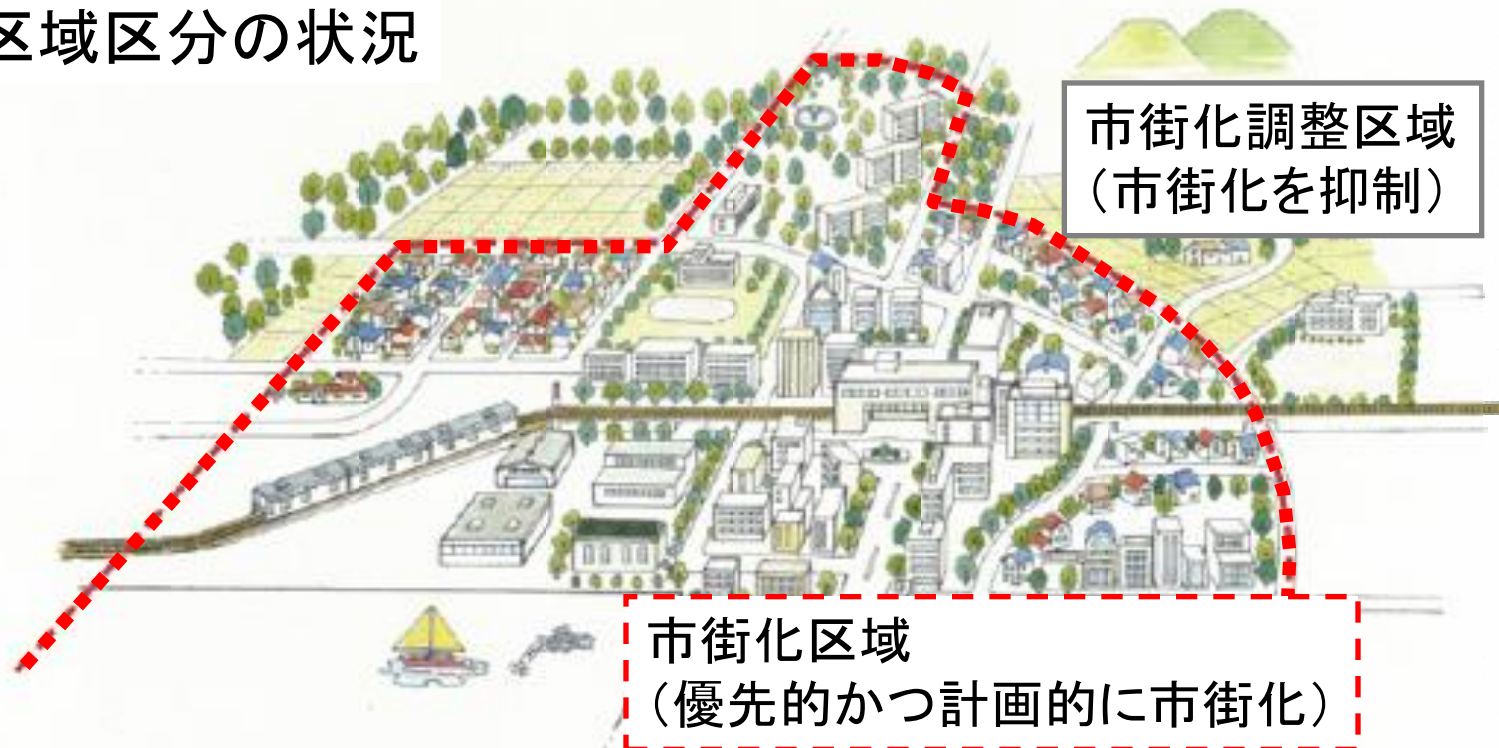
4.都市計画原案の内容 ①区域区分

10/40

○区域区分とは **市街化区域**と**市街化調整区域**の区分

- ・市街化区域: 既成市街地とこれから市街化していく区域
- ・市街化調整区域: 市街化を抑制すべき区域

区域区分の状況



①区域区分

11/40



市街化区域では用途地域を設定することとされています。

4.都市計画原案の内容 ②用途地域等

12/40

○用途地域とは

用途地域は12種類あり、地域内に建てられる建築物等がそれぞれ異なります。

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校が建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられません。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買い物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

4.都市計画原案の内容 ②用途地域等

13/40

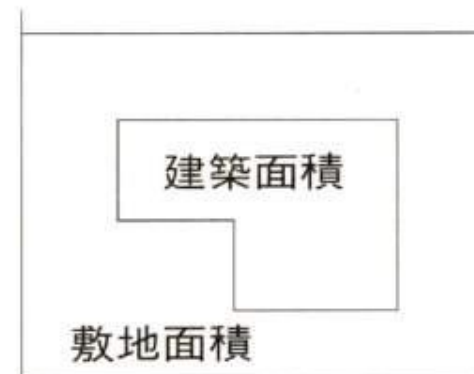
○建ぺい率・容積率とは 建物の過密化を防ぎ、良好な環境を守るため、一定の敷地に建てられる建物の大きさを制限するものです。

建 ぺ い 率

敷地面積に対して、建物が占める面積（建築面積）の割合（普通％で表す）。

例えば、建ぺい率の指定が40％の地域で、敷地面積が150㎡の場合は、
 $150\text{㎡} \times 0.4 (40\%) = 60\text{㎡}$ となりますから、建築面積は60㎡以下としなければなりません。

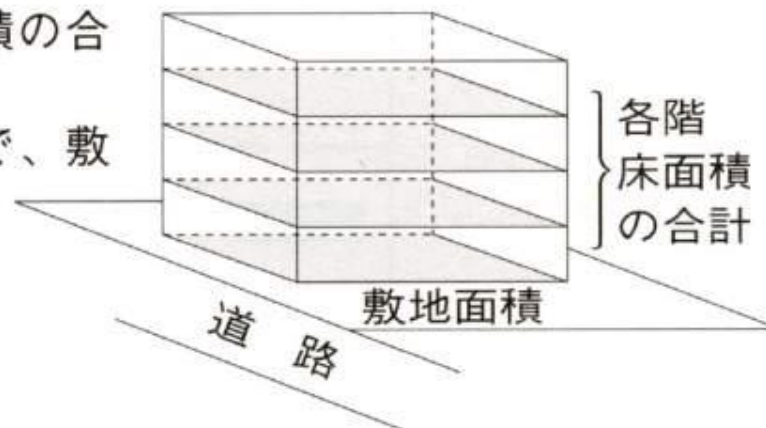
道
路



容 積 率

敷地面積に対する建物の各階の床面積の合計（延べ面積）の割合（普通％で表す）。

例えば、容積率の指定が80％の地域で、敷地面積が150㎡の場合は、
 $150\text{㎡} \times 0.8 (80\%) = 120\text{㎡}$ となりますから、延べ面積は120㎡以下としなければなりません。

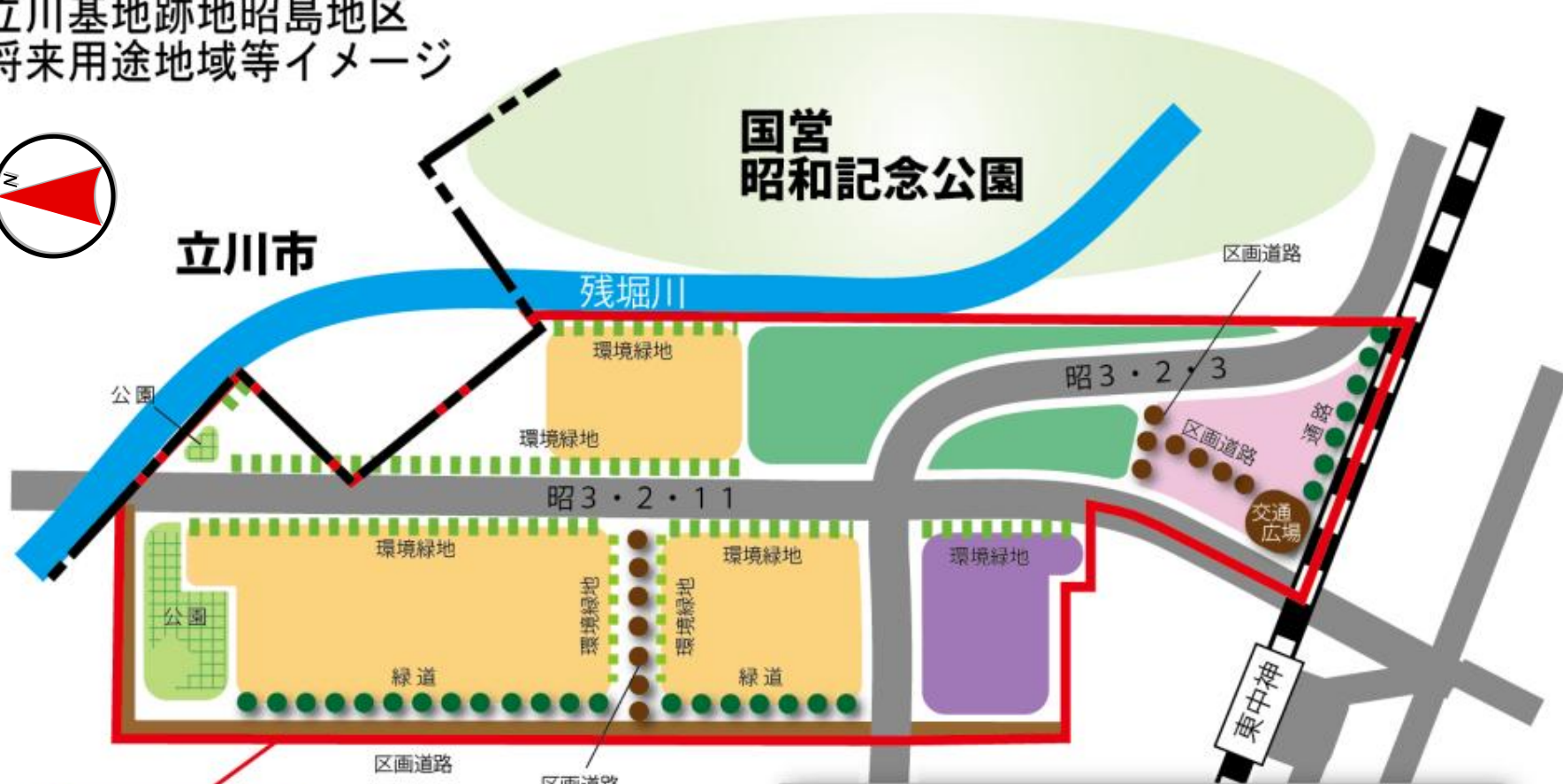
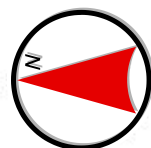


- 防火地域とは
(準防火地域)
市街地での火災の危険性を防ぐため、建物を防火構造とするよう制限するものが防火地域・準防火地域の指定です。
⇒耐火構造としなければならない建築物の規模等を定めます。
- 高度地区とは
日照や通風、採光などを確保し、住環境を保護するため、建築物の高さを制限するものが高度地区の指定です。
⇒建物の高さの限度・形状の規制を定めます。
- 特別用途地区とは
用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区です。

4.都市計画原案の内容 将来用途イメージ図

15/40

立川基地跡地昭島地区
将来用途地域等イメージ



地区計画区域

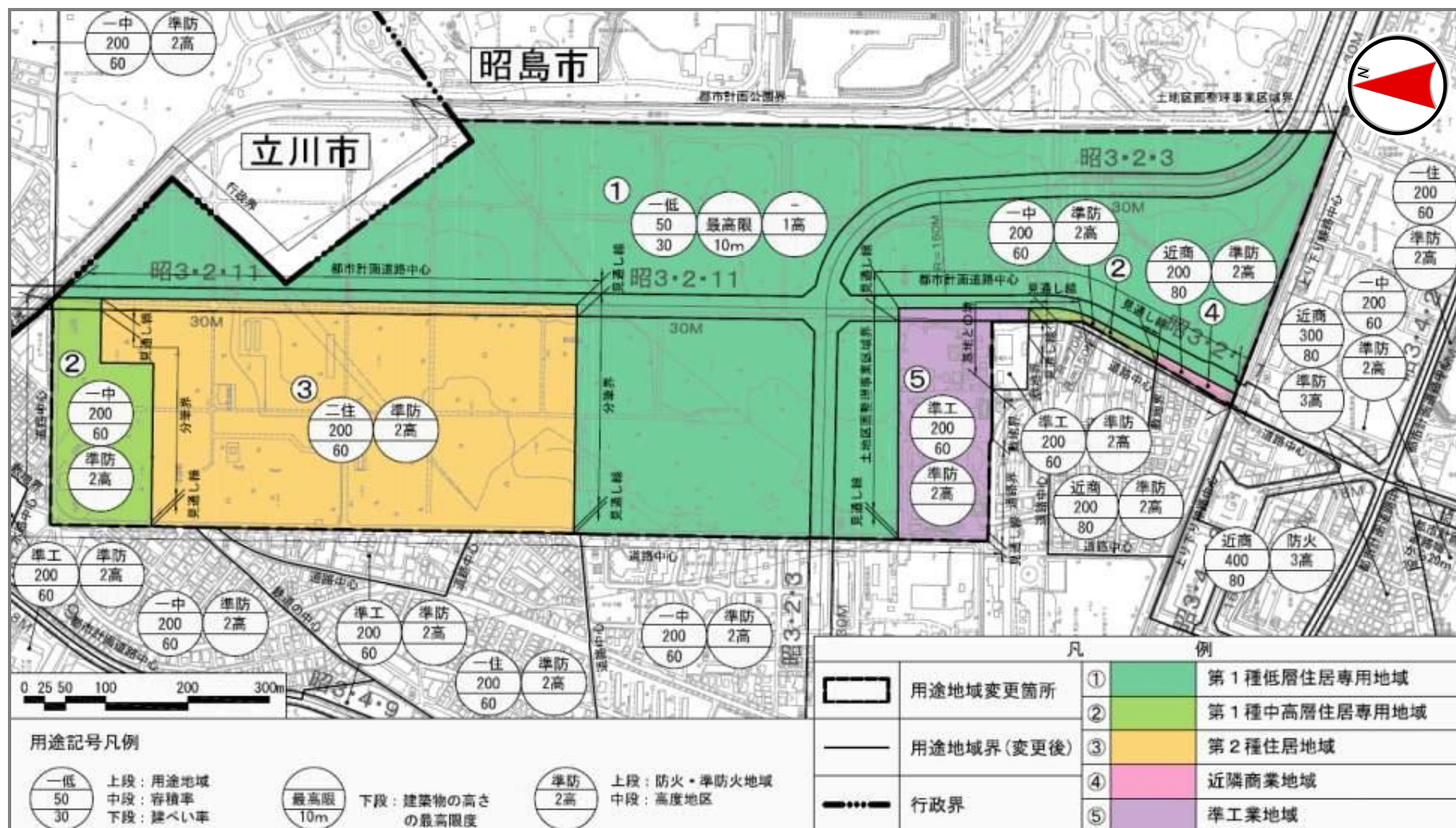
昭島市

凡 例

- | | |
|--------------|---------|
| 行政界 | 第二種住居地域 |
| 第一種低層住居専用地域 | 近隣商業地域 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 準工業地域 |

4.都市計画原案の内容 ②用途地域等

16/40



○地区計画とは

- 生活上の身近な地区を単位として、住民の皆様が利用する道路、広場などの「地区施設」や、建物の建て方などについて、**地区の特性に応じて細かな計画とルールを定める、まちづくりの計画**です。
- 地区計画は、「**地区計画の方針**」と「**地区整備計画**」で構成されています。

地区計画の方針

- ・地区の位置付け
- ・まちづくりの目標
- ・実現していくための方針

地区整備計画

目標となる街並みを実現していくための

- ・道路、広場などの「地区施設」の規模と配置
- ・建築物等に関する具体的なルール

4.都市計画原案の内容 ③地区計画

18/40

地区整備計画にはこのようなことを決定します。

◇建物の用途を制限する◇

地区の目指すまちづくりのために、規制したい用途を定めます。

◇壁面の位置を制限する◇

道路等に面した建築物の壁面の位置を整え、統一感のある街並みとすることができます。

◇建築物の形態又は色彩等を制限する◇

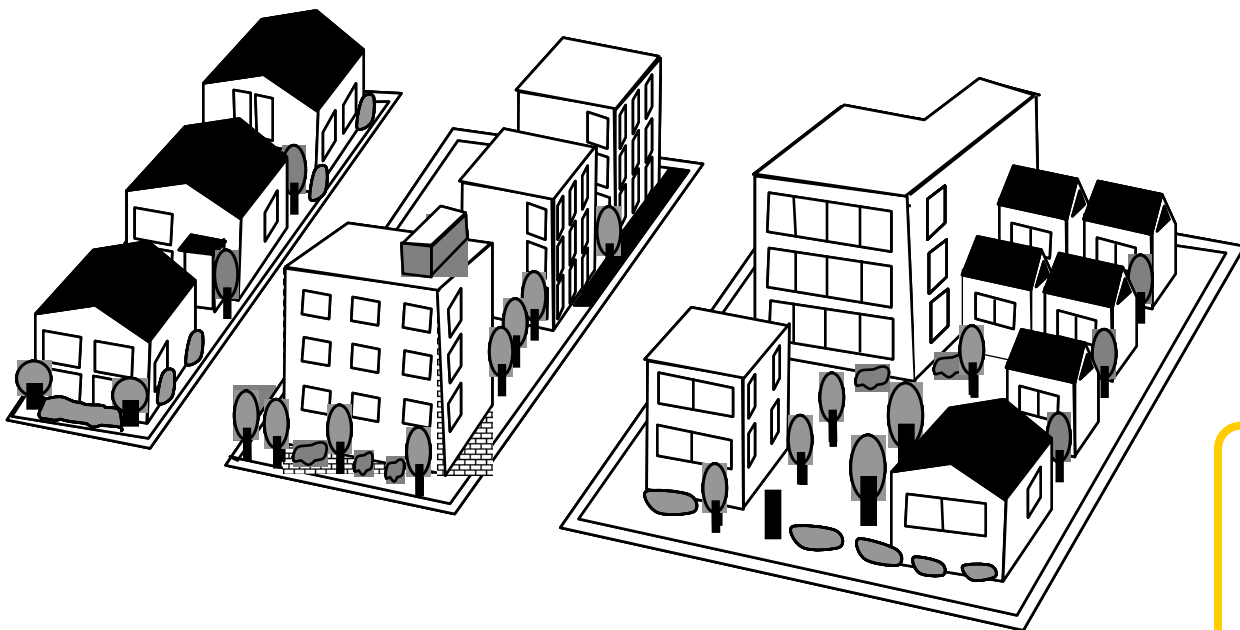
建物の屋根や外壁などの形状、材料・色彩などを定め、地区の特色を出すことができます。
屋外広告物などの工作物の規制ができます。

◇建築物等の高さの最高限度を定める◇

建築物等の高さを制限し、周辺環境に配慮し、統一感のある街並み形成を進めます。

◇建築物の敷地面積の最低限度を定める◇ 敷地の細分化を防止します。

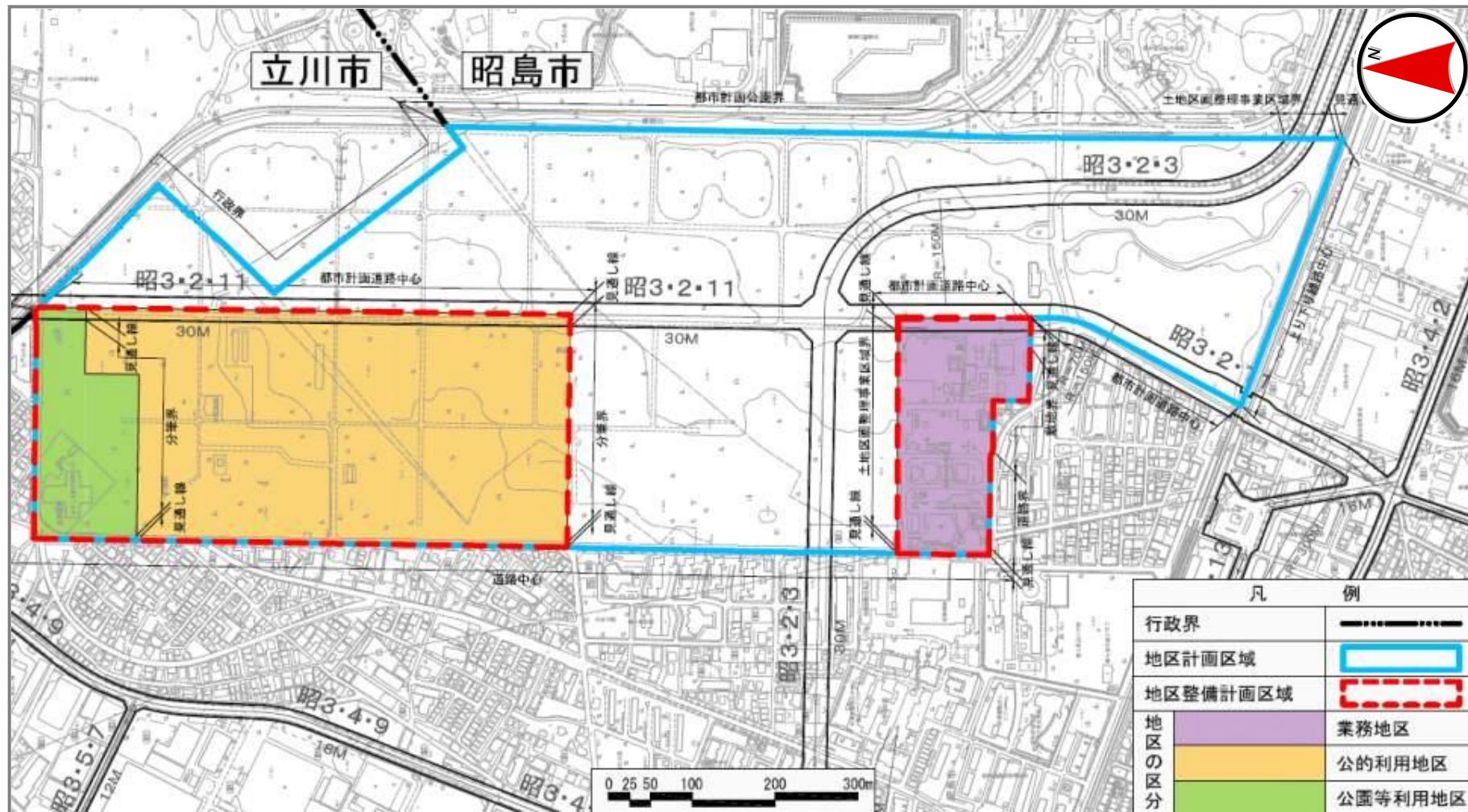
◇建築物の緑化率の最低限度を定める◇ 地区内の緑化を推進します。



4.都市計画原案の内容 ③地区計画

19/40

を地区計画区域、を地区整備計画区域とします。



地区計画の方針について

4.都市計画原案の内容 ③地区計画

21/40

昭島都市計画地区計画 立川基地跡地昭島地区地区計画原案

名称		立川基地跡地昭島地区地区計画
位置※		昭島市福島町、築地町及び中神町各地内
面積※		約61.2ha
地区計画の目標		本地区は、南側がJR青梅線東中神駅、東側が国営昭和記念公園、西側、北側は住宅地に囲まれた立川市に隣接する地区であり、多摩地域の核として発展している核都市「立川」の一翼を担う地区である。 また、多摩の拠点整備基本計画においては、核都市にふさわしい広域的な機能や、業務・商業機能の導入を進め、にぎわいと活気の創出を図っていくこととしている。さらに、昭島市都市計画マスタープランにおいては、隣接する国営昭和記念公園と一体となった緑の拠点として位置づけている。 加えて、平成20年6月に、まちづくりの指針として本地区の土地利用計画をとりまとめており、その実現に向け、土地区画整理事業により計画的に市街化を図ることを基本としている。 このことから、本地区計画を策定することにより、昭島市の東の玄関口にふさわしい、にぎわいと活気・交流を創出する土地利用を誘導し、環境や景観に配慮した質の高い生活空間の形成を目指す。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区を6つの地区に区分し、それぞれの地区特性にふさわしい土地利用を誘導する。 (1) 複合利用A地区 駅周辺及び国営昭和記念公園へのアクセス動線にあるという立地を活かし、商業を主体としたにぎわいのある交流拠点の形成を図る。 (2) 環境保全地区 都市部の緑を確保するとともに、駅周辺のにぎわいが連なる地域として、市民や来街者が憩うことのできる地区の形成を図る。 (3) 業務地区 地域にエネルギーを供給する施設を含め、業務を主体として多様な機能を誘導し、活力のある複合市街地の形成を図る。 (4) 複合利用B地区 都市計画道路に隣接する地区としてふさわしい、業務・商業機能を主体としたにぎわいと活力を創出するとともに、ゆとりある住環境を兼ね備えた市街地の形成を図る。 (5) 公的利用地区

※は知事協議事項

4.都市計画原案の内容 ③地区計画

22/40

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区を6つの地区に区分し、それぞれの地区特性にふさわしい土地利用を誘導する。 (1) 複合利用A地区 駅周辺及び国営昭和記念公園へのアクセス動線にあるという立地を活かし、商業を主体としたにぎわいのある交流拠点の形成を図る。 (2) 環境保全地区 都市部の緑を確保するとともに、駅周辺のにぎわいが連なる地域として、市民や来街者が憩うことのできる地区の形成を図る。 (3) 業務地区 地域にエネルギーを供給する施設を含め、業務を主体として多様な機能を誘導し、活力のある複合市街地の形成を図る。 (4) 複合利用B地区 都市計画道路に隣接する地区としてふさわしい、業務・商業機能を主体としたにぎわいと活力を創出するとともに、ゆとりある住環境を兼ね備えた市街地の形成を図る。 (5) 公的利用地区 公共・公益施設を主体とする周辺環境と調和した地区の形成を図る。 (6) 公園等利用地区 公園や病院等を主体とする周辺環境と調和した地区の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により道路、公園等の公共用地を適切に配置するとともに、国営昭和記念公園に隣接する地区として、緑豊かでゆとりある市街地形成を図るため、緑地等を配置する。 (1) 道路の整備方針 地区外周部の富士見通りでは安全な歩行者空間の形成を図るため、歩道を設置する。また、昭島市の東の玄関口として利便性の高い地区を形成するため、交通広場や区画道路を設置する。 (2) 公園の整備方針 地域に親しまれる、やすらぎと憩いの空間を形成するため、公園を設置する。 (3) その他の公共空地の整備方針 緑の拠点にふさわしい市街地を形成するため、緑道や環境緑地等の配置を積極的に推進する。

4.都市計画原案の内容 ③地区計画

23/41

○土地利用の方針

本地区を6つの地区に区分し、それぞれの地区特性にふさわしい土地利用を誘導していきます。

(6)公園等利用地区

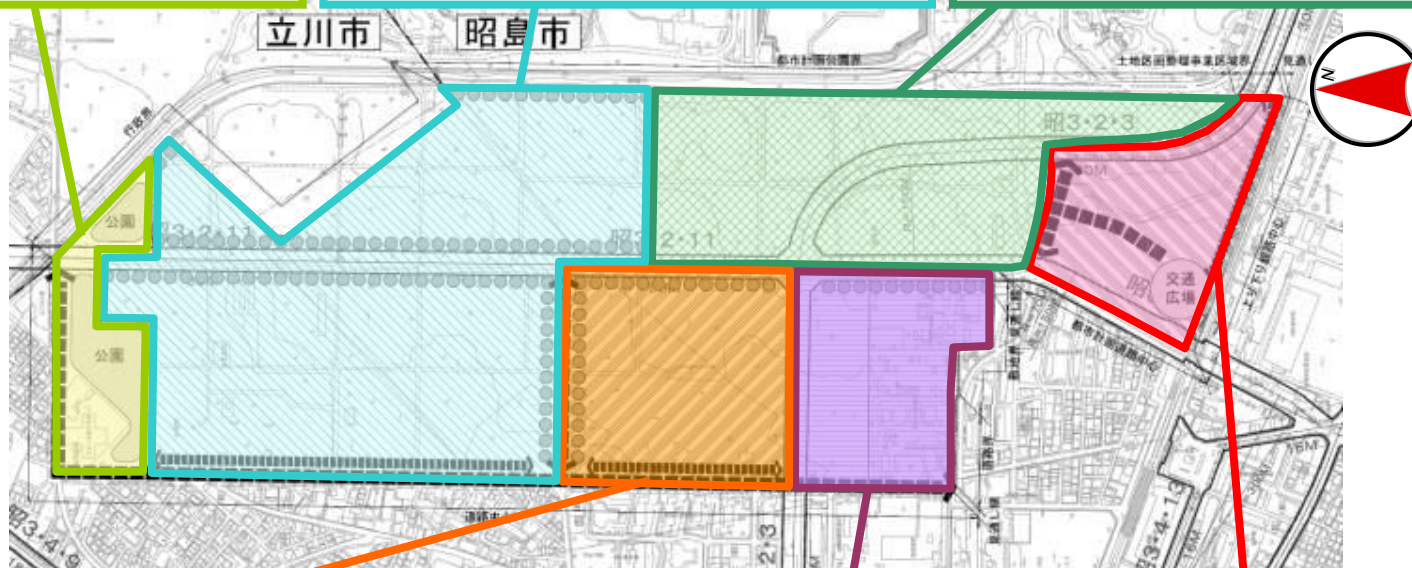
公園や病院等を主体とする周辺環境と調和した地区の形成を図る。

(5)公的利用地区

公共・公益施設を主体とする周辺環境と調和した地区の形成を図る。

(2)環境保全地区

都市部の緑を確保するとともに、市民や来街者が憩うことのできる地区の形成を図る。



(4)複合利用B地区

業務・商業機能を主体としたにぎわいと活力を創出するとともに、ゆとりある住環境を兼ね備えた市街地の形成を図る。

(3)業務地区

地域にエネルギーを供給する施設を含め、業務を主体として多様な機能を誘導し、活力のある複合市街地の形成を図る。

(1)複合利用A地区

商業を主体としたにぎわいのある交流拠点の形成を図る。

4.都市計画原案の内容 ③地区計画

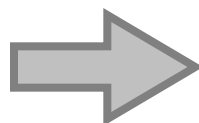
24/40

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区を6つの地区に区分し、それぞれの地区特性にふさわしい土地利用を誘導する。 (1) 複合利用A地区 駅周辺及び国営昭和記念公園へのアクセス動線にあるという立地を活かし、商業を主体としたにぎわいのある交流拠点の形成を図る。 (2) 環境保全地区 都市部の緑を確保するとともに、駅周辺のにぎわいが連なる地域として、市民や来街者が憩うことのできる地区の形成を図る。 (3) 業務地区 地域にエネルギーを供給する施設を含め、業務を主体として多様な機能を誘導し、活力のある複合市街地の形成を図る。 (4) 複合利用B地区 都市計画道路に隣接する地区としてふさわしい、業務・商業機能を主体としたにぎわいと活力を創出するとともに、ゆとりある住環境を兼ね備えた市街地の形成を図る。 (5) 公的利用地区 公共・公益施設を主体とする周辺環境と調和した地区の形成を図る。 (6) 公園等利用地区 公園や病院等を主体とする周辺環境と調和した地区の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により道路、公園等の公共用地を適切に配置するとともに、国営昭和記念公園に隣接する地区として、緑豊かでゆとりある市街地形成を図るため、緑地等を配置する。 (1) 道路の整備方針 地区外周部の富士見通りでは安全な歩行者空間の形成を図るため、歩道を設置する。また、昭島市の東の玄関口として利便性の高い地区を形成するため、交通広場や区画道路を設置する。 (2) 公園の整備方針 地域に親しまれる、やすらぎと憩いの空間を形成するため、公園を設置する。 (3) その他の公共空地の整備方針 緑の拠点にふさわしい市街地を形成するため、緑道や環境緑地等の配置を積極的に推進する。

4.都市計画原案の内容 ③地区計画

25/40

	建築物等の整備の方針		周辺環境と調和した魅力ある市街地を形成するために、建築物等の整備の方針を次のように定める。 (1) 地区の特性にあった良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 (2) 敷地の細分化による建築物の建て詰まりを防止し、良好な市街地環境を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 (3) ゆとりある歩行者空間を確保するとともに、魅力的な街並み景観を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 (4) 周辺環境と調和した良好な市街地景観を形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。 (5) 良好で統一感のある街並み景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 (6) 積極的に宅地内の緑化に努め、良好な環境を有する街並みの形成を図るため、建築物の緑化率の最低限度を定める。				
地区整備計画	位 置		昭島市福島町、築地町及び中神町各地内				
	面 積		約21.5ha				
	地区施設の 配置及び規模	種類	名称	幅員 ()は地区外を含めた全幅員	延長	面積	備考
		道路	区画道路1号※	6～10m (12.0～16.0m)	約1,010m	—	拡幅
		公園	公園1号	—	—	約18,800㎡	新設
		その他 の公共 空地	緑道1号	8.0m	約520m	—	新設
			環境緑地1号	2.0m	約740m	—	新設
環境緑地2号	1.5m		約250m	—	新設		



方針を実現するためのルールを設定します

地区整備計画で定めるルールについて

4.都市計画原案の内容 将来用途イメージ図

立川基地跡地昭島地区
将来用途地域等イメージ



4.都市計画原案の内容 ③地区計画

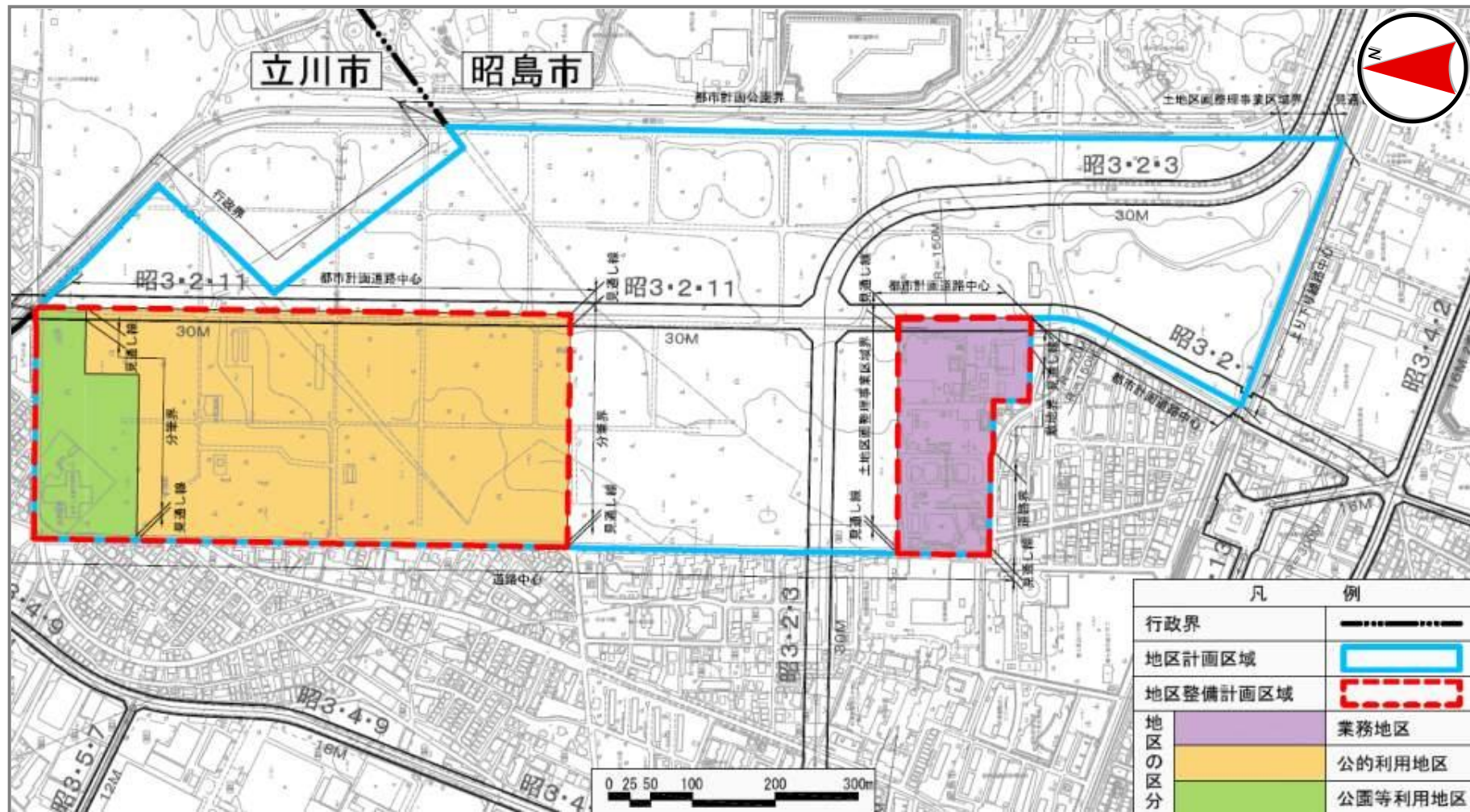
○地区施設の配置



③地区計画

28/40

○建築物等の用途の制限



4.都市計画原案の内容 ③地区計画

29/40

		地区の区分	名称 面積	業務地区 約3.6ha	公的利用地区 約15.0ha	公園等利用地区 約2.9ha
		建築物等に関する事項 地区整備計画		次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガスの製造、貯蔵、販売等の用に供する施設である建築物 (2) ガス事業法第2条第1項に規定する事業の用に供する施設である建築物 (3) 電気事業法第2条第1項第1号に規定する事業の用に供する施設である建築物 (4) 電気通信事業法第2条第4項に規定する事業の用に供する施設である建築物 (5) 店舗等の床面積が1,000㎡以下のもの (6) 事務所等 (7) 工場・倉庫等(ただし、建築基準法別表第二(ぬ)項第1号に該当するものを除く) (8) 前各号の建築物に付属するもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 自動車庫(附属庫を除く) (3) ホテル又は旅館 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) カラオケボックスその他これらに類するもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

※は知事協議事項

4.都市計画原案の内容 ③地区計画

30/40

地区整備計画

建築物等に関する事項

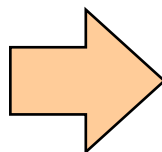
地区の区分	名称 面積	業務地区 約3.6ha	公的利用地区 約15.0ha	公園等利用地区 約2.9ha
建築物の敷地面積の最低限度		250㎡	1,000㎡	100㎡
壁面の位置の制限		計画図3に示す壁面の位置の制限が定められている敷地において、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次の各号に掲げるとおりとし、その間の緑化に努める。 (1) 1号壁面線：8m以上 (2) 2号壁面線：2m以上 (3) 3号壁面線：1.5m以上		
壁面後退区域における工作物の設置の制限		壁面後退部分には、門・へい・その他の工作物を設置してはならない。ただし、電線地中化に伴う変圧器等公益上必要なものはこの限りではない。		
建築物等の高さの最高限度		建築物等の高さの最高限度は次の各号に掲げる通りとする。ただし、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物についてはこの限りではない。 (1) 1,000㎡未満の敷地に建築する建築物等の高さの最高限度は、25mとする。 (2) 1,000㎡以上の敷地に建築する建築物等の高さの最高限度は、30mとする。	30m	20m

4.都市計画原案の内容 ③地区計画

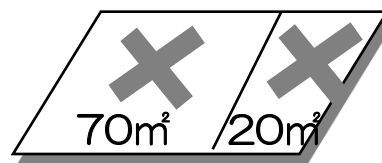
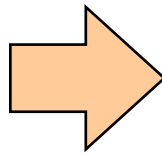
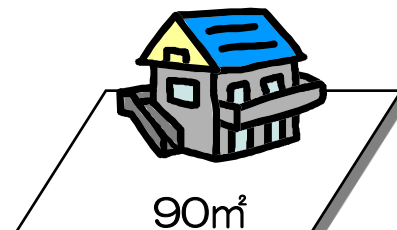
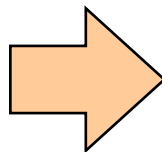
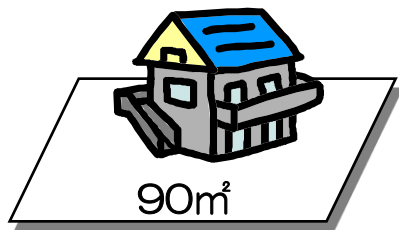
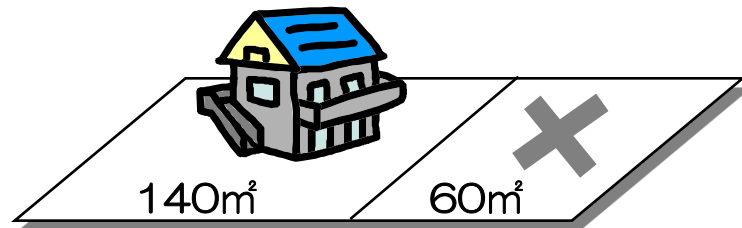
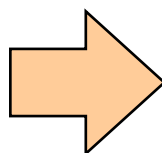
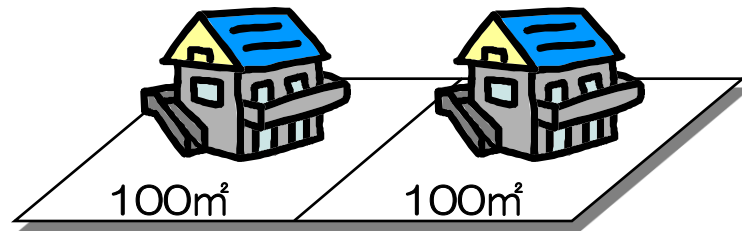
31/40

○建築物の敷地面積の最低限度が 100m^2 の場合

分割前



分割後



×は建築できません

○壁面の位置の制限



※壁面後退部分には、門・へい・その他の工作物を設置できません。
ただし、電線地中化に伴う変圧器等公益上必要なものは除きます。

4.都市計画原案の内容 ③地区計画

33/40

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	業務地区	公的利用地区	公園等利用地区
			面積	約 3.6 h a	約 15.0 h a	約 2.9 h a
		建築物の敷地面積の最低限度		250 m ²	1,000 m ²	100 m ²
		壁面の位置の制限		計画図3に示す壁面の位置の制限が定められている敷地において、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次の各号に掲げるとおりとし、その間の緑化に努める。 (1) 1号壁面線：8m以上 (2) 2号壁面線：2m以上 (3) 3号壁面線：1.5m以上		
		壁面後退区域における工作物の設置の制限		壁面後退部分には、門・へい・その他の工作物を設置してはならない。ただし、電線地中化に伴う変圧器等公益上必要なものはこの限りではない。		
		建築物等の高さの最高限度		建築物等の高さの最高限度は次の各号に掲げる通りとする。ただし、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物についてはこの限りではない。 (1) 1,000 m²未満の敷地に建築する建築物等の高さの最高限度は、25mとする。 (2) 1,000 m²以上の敷地に建築する建築物等の高さの最高限度は、30mとする。	30 m	20 m

4.都市計画原案の内容 ③地区計画

34/40

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限 建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限 1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は原色を避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色調とする。 建築物の外壁面の色彩（色相、明度及び彩度の色彩に関する表示については、日本工業規格Z 8 7 2 1に定められたものとする。以下同じ。）は、（1）及び（2）に掲げる色彩の中から、また、屋根面の色彩は、（3）及び（4）に掲げる色彩の中から使用する。ただし、外壁各面について、各面の5分の1以下の面積まで（1）及び（2）に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。 （1）色相が0 R（赤）から5. 0 Y（黄）の場合、明度4以上8. 5未満、彩度4以下の色彩 （2）前1号に規定する色相以外の色相の場合、明度4以上8. 5未満、彩度1以下の色彩 （3）色相が5. 0 Y R（黄赤）から5. 0 Y（黄）の場合、明度6以下、彩度4以下の色彩 （4）前3号に規定する色相以外の色相の場合、明度6以下、彩度2以下の色彩 2. 屋外広告物は、設置位置、形態、規模、デザイン、色彩などについて、地区の良好な環境及び景観に配慮したものとする。
	建築物の緑化率の最低限度	1. 0 0 0 m²以上の敷地内における地上部の緑化率の最低限度は次の各号に掲げる数値のいずれか小さい方とする。ただし、市長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。 （1）地上部の面積の1 0分の2. 5 （2）東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成1 3年東京都規則第3 9号）別表第2に規定する部分の面積（都市緑地法（昭和4 8年法律第7 2号）第4 0条に基づいて算出したもの。）の地上部の面積に対する割合に、1 0分の0. 5を加えた値

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

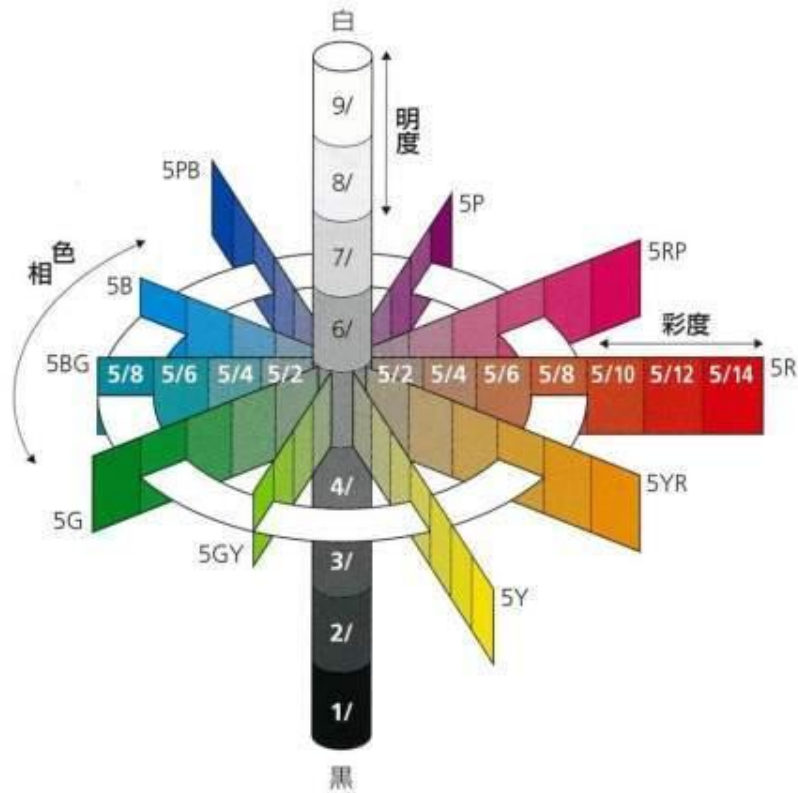
理由：広域的な機能の導入により、昭島市の東の玄関口にふさわしいにぎわいと活気・交流を創出する土地利用を誘導するとともに、緑の配置や公共空地の確保等により、環境や景観に配慮した質の高い生活空間の形成を図るため、地区計画を決定する。

4.都市計画原案の内容 ③地区計画

35/40

○建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限

<マンセル表色系のしくみ>



<色彩例>



緑のイチョウの葉

じゅうじーワイ
10GY
色相

こ
5
明度

の ろく
6
彩度



黄葉したイチョウの葉

こワイ
5Y
色相

なな
7
明度

の はち
8
彩度

4.都市計画原案の内容 ③地区計画

36/40

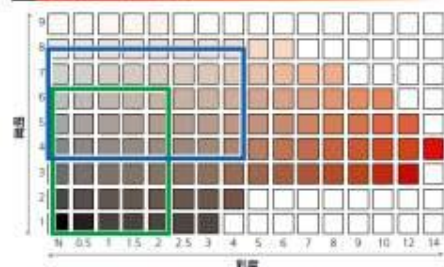
○建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～5.0Y	4以上8.5未満	4以下
	その他		1以下
屋根色	5.0YR～5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

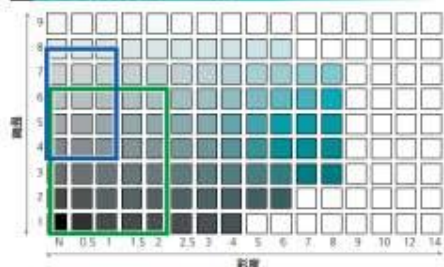
凡例

-  外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
-  屋根色の使用可能範囲

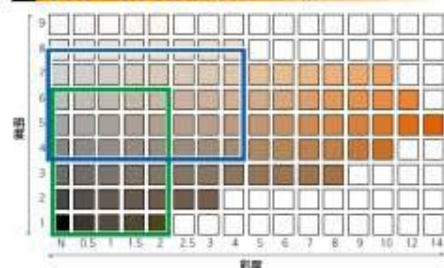
R(赤)系の色相



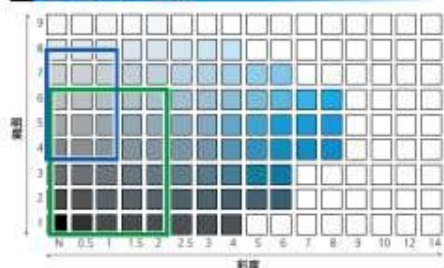
BG(青緑)系の色相



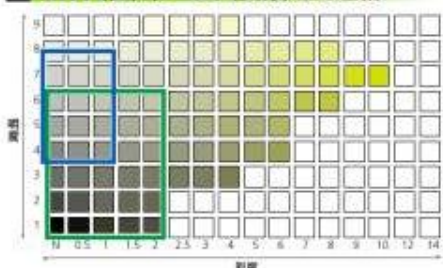
0YR～4.9YR(黄赤)系の色相



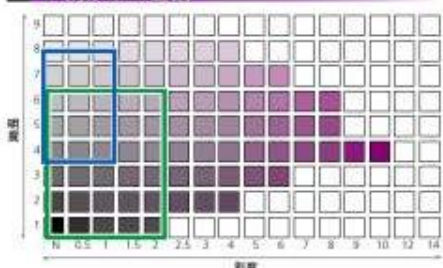
B(青)系の色相



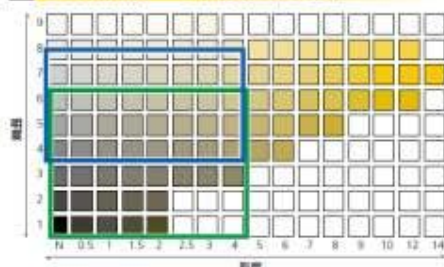
5.1Y(黄)系～GY(黄緑)系の色相



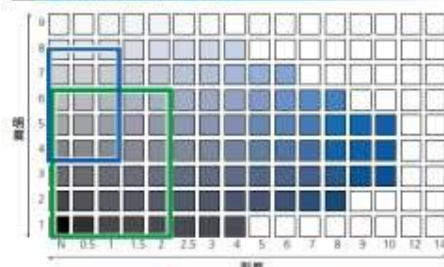
P(紫)系の色相



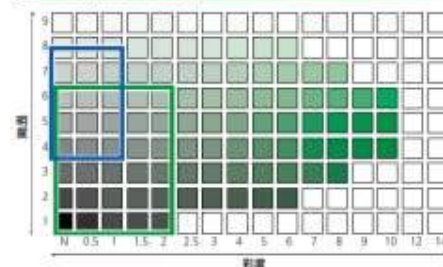
5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



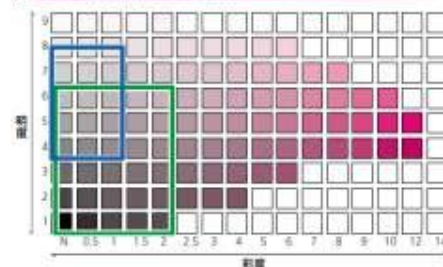
PB(青紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



4.都市計画原案の内容 ③地区計画

37/40

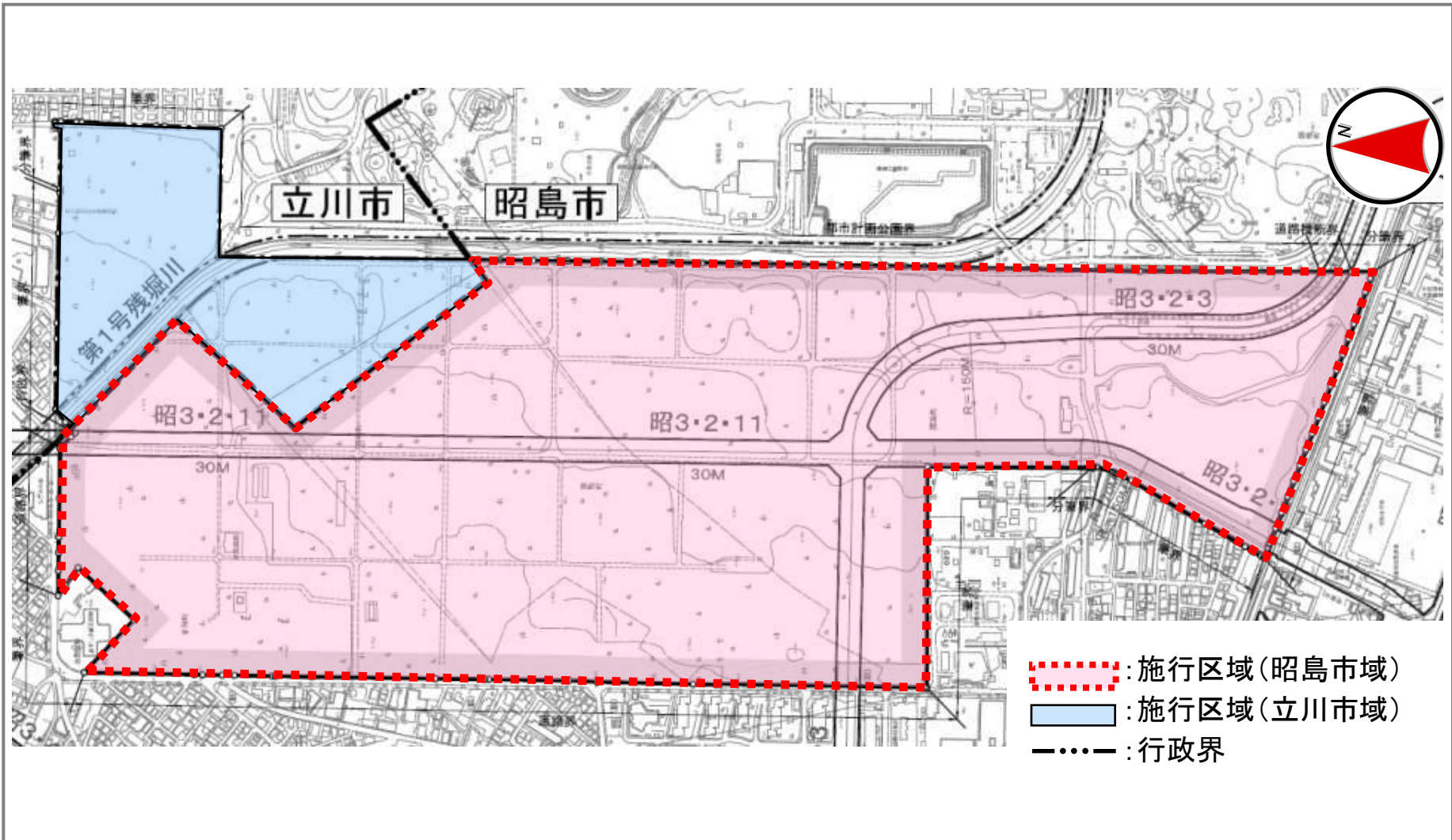
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限 建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は原色を避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色調とする。 建築物の外壁面の色彩（色相、明度及び彩度の色彩に関する表示については、日本工業規格Z 8 7 2 1に定められたものとする。以下同じ。）は、（1）及び（2）に掲げる色彩の中から、また、屋根面の色彩は、（3）及び（4）に掲げる色彩の中から使用する。ただし、外壁各面について、各面の5分の1以下の面積まで（1）及び（2）に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。 （1）色相が0 R（赤）から5. 0 Y（黄）の場合、明度4以上8. 5未満、彩度4以下の色彩 （2）前1号に規定する色相以外の色相の場合、明度4以上8. 5未満、彩度1以下の色彩 （3）色相が5. 0 Y R（黄赤）から5. 0 Y（黄）の場合、明度6以下、彩度4以下の色彩 （4）前3号に規定する色相以外の色相の場合、明度6以下、彩度2以下の色彩 2. 屋外広告物は、設置位置、形態、規模、デザイン、色彩などについて、地区の良好な環境及び景観に配慮したものとする。
		建築物の緑化率の最低限度	1. 0 0 0 m²以上の敷地内における地上部の緑化率の最低限度は次の各号に掲げる数値のいずれか小さい方とする。ただし、市長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。 （1）地上部の面積の1 0分の2. 5 （2）東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成1 3年東京都規則第3 9号）別表第2に規定する部分の面積（都市緑地法（昭和4 8年法律第7 2号）第4 0条に基づいて算出したもの。）の地上部の面積に対する割合に、1 0分の0. 5を加えた値

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：広域的な機能の導入により、昭島市の東の玄関口にふさわしいにぎわいと活気・交流を創出する土地利用を誘導するとともに、緑の配置や公共空地の確保等により、環境や景観に配慮した質の高い生活空間の形成を図るため、地区計画を決定する。

4.都市計画原案の内容 ④土地区画整理事業

38/40



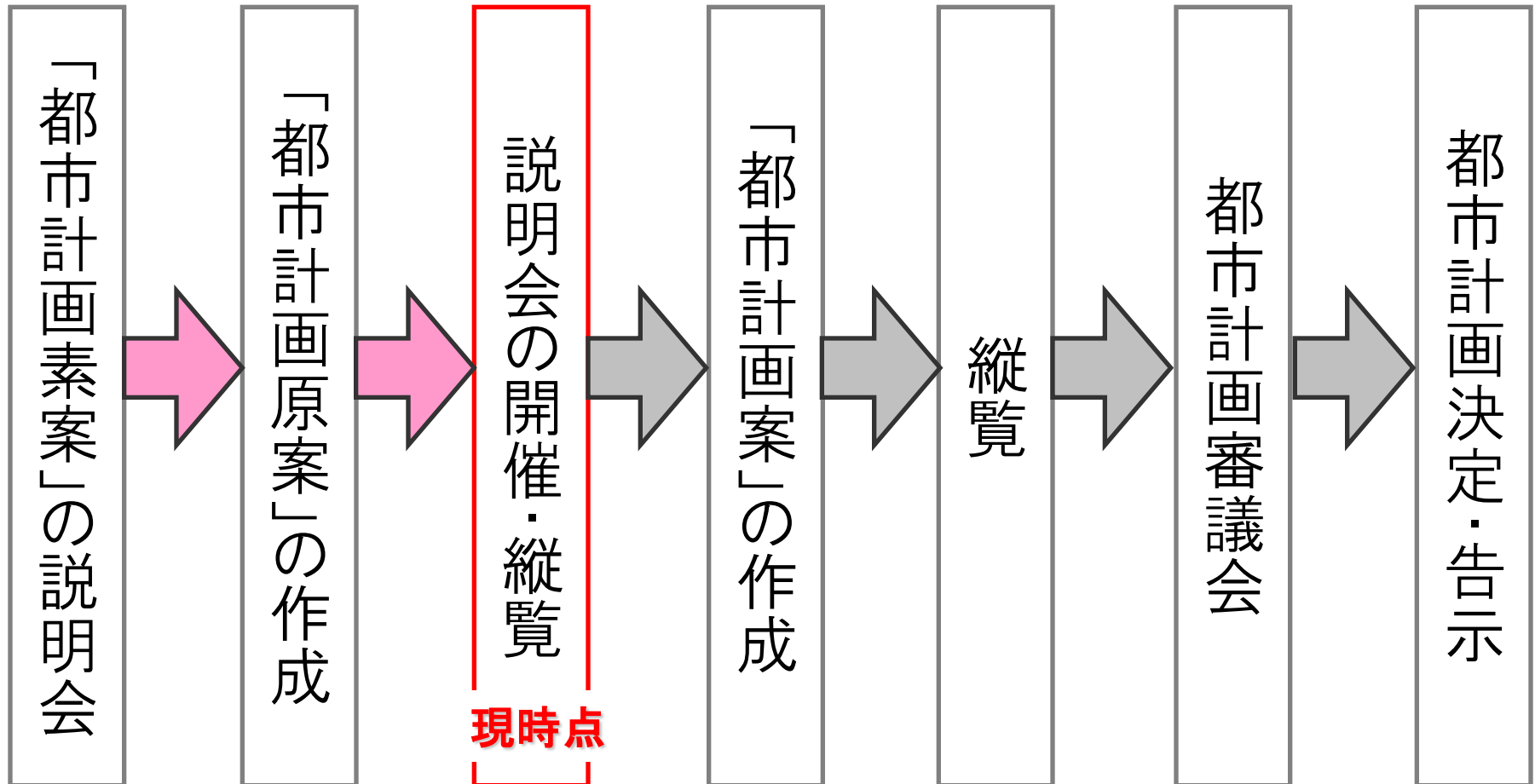
5. 今後のスケジュール



5. 今後のスケジュール

40/40

○都市計画決定の手続きについて



縦覧期間:10月17日(月)~31日(月)

(市役所都市計画課にて)

意見書提出:10月17日(月)~11月7日(月)